

日本学生支援機構奨学金

平成 29 年台風 18 に係る災害救助法適用地域の世帯の 学生・生徒に対する緊急採用・応急採用の取扱いについて(通知)

下記の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。希望者は学生支援事務室までご相談ください。

記

1. 災害救助法適用地域及び適用日

【大分県】:佐伯市、津久見市

災害救助法適用日:平成 29 年 9 月 12 日

2. 貸与始期及び貸与終期

【第一種】始期:平成 29 年 9 月以降の希望月 終期:平成 30 年 3 月(条件によって延長可能)

【第二種】始期:平成 29 年 4 月以降の希望月 終期:修業年限の終了月まで